

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月から17年間以上、主としてトンネル工事現場において坑夫として掘削作業に従事していた。被災者は、労働基準局長から平成〇年〇月〇日付けでじん肺管理区分「管理3のイ」の決定を受け、その後、粉じん作業に従事した最終事業場となるA県A市所在のB建設共同企業体が施工していたCトンネル建設工事を管轄する監督署長に対して療養補償給付の請求をしたところ、平成〇年〇月〇日をじん肺の合併症「続発性気管支炎」の症状確認日として、監督署長はこれを支給する決定を行った。

被災者は、Dクリニック及びE病院において加療を続けた後、平成〇年〇月〇日、F病院に入院し、同月〇日、死亡した。死亡診断書には、直接死因「じん肺症」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、審査請求の段階において、被災者のじん肺症が直接的には低酸素状態等を介して、間接的には体力低下や糖尿病等の合併をもたらした被災者は死亡に至ったことから、業務上の事由による死亡である旨主張している。

(2) 死亡診断書における直接死因は、じん肺症とされているが、死亡診断書を作成したG医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、被災者の急激な病状の悪化及び引き続く死亡について、要旨、糖尿病による下肢壊疽からくる敗血症が主たる要因であると考え、と述べている。この点について、H医師及びI医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「経過より主治医意見書の所見の通り、じん肺は死亡の主たる要因ではないと考える。」と述べている。

当審査会としても、上記医証に加え、被災者のじん肺症の胸部X線像、喀痰の量・性状等は、療養中、ほぼ安定しており明らかな悪化の所見が認められないこと、被災者は、糖尿病、腎機能障害、脳梗塞等の全身状態を悪化させ得る多くの疾患に罹患していたことに鑑み、両医師の意見は妥当であると判断する。

(3) したがって、当審査会としても、被災者の死亡とじん肺症及びその合併症との間には相当因果関係は認められないと判断する。

3 以上のとおりであるので、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められず、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。